

## 第5回 函館市補助金のあり方検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成24年9月26日（水） 18:00～19:15  
2 場 所 函館市役所8階 第1会議室  
3 出席委員 奥平委員長，浅木副委員長，高地委員，佐藤委員，寺井委員

### 【会議概要】

#### 開会前

- 前回会議録の  
確認

#### 事務局

第5回補助金のあり方検討委員会開会前だが，第4回の会議録の確認をさせていただきたい。

事前に配付している会議録に修正箇所等あるか。

特にないようなので，この形で公表させていただく。

一点，報告がある。第3回の委員会の議論の中で，昭和62年に補助金の一律カットを行ったという部分で，事務局側から一律5パーセントの率であったと説明を行ったが，正しくは団体運営補助金について一律10パーセントの誤りであった。訂正してお詫びしたい。

また，第3回の会議録についても，同様に訂正している。

事務局からは以上である。

- 1 開 会  
2 前回要求した  
資料について  
説明

#### 奥平委員長

それでは，第5回函館市補助金のあり方検討委員会を開催する。

本日の次第は，配付のとおり進めさせていただく。

まず，前回要求した資料について，事務局より説明願いたい。

（事務局より資料の説明）

○資料9 事業費および繰越金に基準を定めた場合に，対象となる補助金について

○資料10 各種大会等に対する補助金交付状況

○資料11 補助率1/2とした場合の，他都市での状況について

○資料12 補助金の公益性について

奥平委員長

今の説明を受け、何か質問などあるか。

特になければ、次に提言書案についてだが、前回の委員会での意見を元に、修正したものをお手元に配付している。これについて議論を進めたい。

前回案からの修正箇所について、事務局から説明願いたい。

(事務局より提言書案の修正箇所について説明)

○函館市補助金のあり方に関する提言書(案)

奥平委員長

まず公益性について意見を伺いたい。公益性の範囲や定義を、どこまで定めていくべきなのかということ。今回の提言書では、「市として判断する基準を明文化するべきである」という表記に留まっている。この表記のまま、あとは市側でということ、なかなか難しいのではないかと思うので、委員会として、ある程度目安や基準のようなものを話し合いたいと思うがどうか。

先ほど、各市の公益性についての資料があった。これに倣う形になるとは思うが、函館市として望ましい公益性の範囲というものを打ち出せればと思う。

個人として感じたことは、総合計画の目的達成というのは、一つの指針になるのではないかと思う。住民福祉までいくと、全てが入ってきてしまい、広すぎるとも思う。

また、補助基準の設定に関する資料では、補助率を1/2としたときの影響や課題があるが、1/2としても結果的に補助が受けられるということで、自立意識があまりないということもあるようで、結局ガイドラインがある程度しっかりしていないと、こういうことも起こりうると思うので、この部分はしっかり決めておく必要があるのではないかと思う。

大きな括りにし過ぎると、結局今とあまり変わらないということが起こると思う。

浅木委員

公益性の議論が出たのは、前回委員会でのコンベンション大会の部分だったと記憶している。その時の話と、今回のこの他都市の公益性についての資料の内容を見て、市民に対して、生活の質などに貢献するものということの一つ、入るのではないかと思う。そうすると、そういった意味で市民に関係のない大会というものは排除されるのではないか。

また、市民に対する公益性と、もっと広い意味での公益性との区別をつけることも必要であると思う。例えば、前回、公益性の議論の中で、ある一団体の集まり等が函館市民に対し、一体どれだけの公益性があるのかという話になったが、確かにその通りだと感じた。それを

どう判断していくのかということも必要ではないかと思う。

函館市の総合計画の中で、「人が輝きまちが輝く交流都市」という一文があったと思うが、これを鑑みると、コンベンション大会等で人を呼んでくる、交流するというのも、市民に限定しない、函館市としての広い意味での公益性ということになるのではないかと思う。

公益性というのは、基本は対市民。その方向性や具体的な内容は、このような計画などでとすれば、大枠は出来上がるのではないか。

奥平委員長

総合計画にある「交流都市」というものがこの公益性の範疇に入ってくるとコンベンション大会等であっても、公益性があるということになると。これが補助金なのか、委託などの直轄事業になるかどうかという点はあるが、そういった点も、見直しの時期に来ているのかもしれないと思う。

高地委員

私個人としては、公益性というのはある程度の不特定多数に対して利益や利便性を与えるものであると捉えている。それは市内の人に限らなくてもいいことだと思う。

ただ、それがコンベンション大会などになってくると、特定団体に対する補助になってしまうため、確かに観光などに対する波及効果はあるかもしれないが、それは結果論で、実際にはこの一団体に対する補助という形になってしまう。観光に対しての効果を期待するのであれば、観光会社等を通じて誘致するなどの方法もあるわけで、コンベンション大会に対する補助が、公益性に当たるかどうかという点で、個人的には疑問がある。

先ほどの話でもあったが、そのような波及効果までも含めた公益性にしてしまうと、範囲がどんどん広がってしまい、具体的な根拠というものが見えなくなってしまうのではないか。歯止めが効かなくなってしまう恐れがあるのではないかと思うので、部分部分ではある程度細かく縛りをかけていかないと、今までと同じような形になってしまうのではないか。

奥平委員長

他都市の公益性についての資料のC市にある、「特定の者のみの利益に供するものではない」という一文が必要になるということだと思う。

寺井委員

一つ、盛り込んでいただきたいと思うのは、ニーズという観点。資料中に、社会が求めているニーズがある活動であること、それから経済情勢や市民ニーズの変化に照らして、といった表現があるが、本当にこの事業が今求められているのかということ。先ほどの話にも出たが、市民のためになるのか、まちのためになるのか。要は、不特定多

数の利益になるのかという点を考えなければならない。

時限を設けるといいう話になっているが、どんな補助金でも、初めはきちんと理由があつて、役に立つものであつたのだと思う。それが、10年経って20年経って、社会情勢の変化や市民ニーズの変化によって必要のないものになつてきているかもしれない。求められるニーズがあるのかどうかを常に検証していかなければならないと思う。

例えば、ボランティア活動などでも、地域のための活動だと、活動している側は思つていても、その地域の人たちにとっては必要のないことであつたということはよくあること。ニーズをしっかりと把握することが、公益性を考える上では重要であると思う。

奥平委員長

社会的なニーズがあるかどうかということ盛り込むべきということが良いか。

他に意見等あるか。

佐藤委員

同じ意見になるが、私としても、ニーズの部分が気になっている。今の函館市の現状が、市民のニーズ、函館市のニーズに合っているかどうかということ。市民生活の向上だとか、函館市の利益に貢献しているかという部分が重要なのではないかと思う。

寺井委員の話にもあつたように、自分たちのやりたいことが、社会のニーズに合っていないというものに補助をしても、意味がないのではないかと思う。

奥平委員長

出された意見を整理すると、市民生活の向上のために高い必要性が認められるということ。そして、特定の者の利益に供するものでないこと。また、社会情勢や市民ニーズの変化に照らして、その事業が行われることという表現を加えるという形で、公益性に一定のガイドラインを作るといふことか。

意見がなければ、この形でまとめたいと思う。

今後、第三者委員会が立ち上がった際にも、ニーズに適合しているかというところは、一つのチェック項目になるのではないかと感じている。ここをしっかりとチェック出来るかどうかということが非常に重要だと思う。

続いて次の項目の「透明性」について議論していきたい。

前回は協議した内容であるが、次の項目の、「補助事業者の自主性」とも関連性が強いと思うので、ここはまとめて議論したい。

補助基準の設定に関する資料が参考になると思うが、A市とB市で取り組み方法が異なっている。A市では、補助金規制の範囲は限定していないが、B市では団体運営補助金、イベント等に対する補助金について補助基準を定めているという形になっている。

ただ、結果として、A市もB市も同じような結果が得られていることを考えると、前回議論をしたように、団体運営補助金とイベント等に対する補助金に限定しても、ある程度成果は出るのではないかと思う。このことに関しても議論したい。

チェック体制の強化についてや、原理原則を明確にすべきという点については問題ないと思うが、「原則として、補助割合は1/2とすべきである」という部分と、「原則として、繰越金は100万円以上または10パーセント以上の場合は、補助金を減額または廃止すべきである」という部分について、この2つの事業に絞るような表現を入れるべきかどうか。

寺井委員

特に限定した表記をしないで、このままの表現で構わないと思う。原則としてはこうでも、当然当てはまらないものも出てくると思う。そのようなものに関しては、きちんと中身を精査して、この基準に当てはめてしまえば運営が出来なくなる、そのことが、ひいては市民のためにならないと判断できるものについてはその限りでないということにすれば良い話で、やはり全体にはどこかで制限をかけて、一律ふるいにかけることは必要だと思うので、ここはこのままで良いと思う。

奥平委員長

敢えて2つの補助金のみに限定する必要はなく、全体に網をかけるような形にした方が良いという意見であるが、これについてはどうか。

特にないようなので、この部分についてはこの表現のまま、2つの補助金に限定するのではなく、全体に制限をかけるという形でまとめたいと思う。

高地委員

繰越金の100万円、10パーセントという数字を、規程に盛り込むのかどうかという点について確認したい。

財政課長

ご提言いただければ、補助金の交付規則になるのかガイドラインになるのかということはあるが、何らかの形で明文化したいと考えている。

高地委員

ある事業で、繰越金が100万円発生したとして、本来は単年度予算の中で賄わなければならないのだから、繰り越しの分に関しては戻すということが原則だと思うが、これを規程の中に盛り込んでしまうと、100万円までは良いだろうということになってしまう。毎年毎年、100万円ずつ総額で増えていくという風になってしまうと、市としてそれを許すことがいいのだろうかという疑問がある。100万円や10パーセントなど、枠を決めてしまうと、そこまでは良いとい

うイメージがどうしても出来てしまう。様々な補助金の中でそれぞれ繰越金が出てきてしまうと、それが総額になると、100万円、10パーセントと言えども20事業、30事業となると相当な額になってしまう。そこまで定めてしまってもいいのだろうか、個人的には心配なところである。

財政課長

原則ということである。ただ、確かにおっしゃる通りで、では99万円なら良いのかなど、そのような話にもなってくる。

高地委員

原則ということになると、結局定めがないのと同じことになりかねない。最大100万円というイメージになってしまい、この数字が一人歩きしてしまうのではないかということが心配な部分である。大きな2千万円、3千万円の補助事業があって、そのうち100万円は微々たるものなのかもしれないが、将来的に何があるか分からないから、とって繰り越しを認めるものが1事業でも2事業でも発生してくると、あっという間に1千万円になってしまうということになると思う。繰り越しを認めるのは特別な事情がある場合に限るなど、条件を絞った方が良いのではないか。繰り越すためには、厳しい条件があるということをお勧めしないと、先ほどから言うように、100万円までは良いということになってしまうので、この言い回しが良いのかという疑問がある。

奥平委員長

研究費の補助金を受けたことがあるが、非常に厳しい条件があり、繰り越しは原則認めないとされ、相当な量の申請書類を提出し、初めて認められるというようなものであった。それを思うと、このように金額指定をされると、ここまでは良いのだという風に、確かに捉えてしまうかもしれない。高地委員からの提案のとおり、繰り越しは原則として認めないとした方が、良い表現になるのではないか。

高地委員

内々に、調査書などをチェックする際に、ここまでなら良いという基準はこちら側で持っておいて、受ける側には、原則として認めないという形にしておき、そのような決算状況が何年も続くようであれば、チェック表で確認し、廃止にするという形にしてはどうか。

奥平委員長

ここでは、原則として繰り越しは認めないという形にしておいた方が、チェックシートを用いた評価はし易いのかかもしれないと思う。

財政課長

原則として認めないということは、繰越金が発生したら、それは即、市にお返しくださいというイメージか。

高地委員 翌年度もあるようなものであれば、従来通りの方法のように差し引きをして、翌年度の補助金を支出することとすれば良いと思うが、そのようなことをせずに、上乘せになっていくようなことは問題があると思う。

奥平委員長 原則であるので、例外として出てくることはあるということ。その代わり、申請書等の一定の手続きや審査は必要になるということ。なぜ繰り越すことが必要となるのか、理由書のようなものを提出してもらいなどの方法もある。そのようにして、繰越金全体の額を減らしていく。繰越金の厳格化ということを謳った方が良いのではないか。

高地委員 全てを認めないということではなく、本当に必要なものは認めるが、条件を付してきちんと説明責任を果たしてもらおうということ。ここは透明性の項目であるので。

寺井委員 繰越金が発生する場合は理由を明確にし、減額または廃止とすることがあるというような意味合いの表現とすればどうか。

高地委員 単年度の補助事業であれば返さなければならないのだろうが、翌年度も続く継続事業であれば、翌年度の補助金から差し引きすれば良い。繰越金が決算上発生するからダメなのではなく、発生したら、その分は減らしますよという形にするのが良いのではないか。

奥平委員長 この部分の表現については、もう一度精査したい。  
次に、補助事業者の自主性の部分についてだが、先ほど事務局から、原則3年というのは、猶予期間であるということ想定したものであるという説明があったが、そのことについては、表記する必要はないか。

寺井委員 単に「終期を定め」とし、あとは内々に、継続しているものについては3年という制限を設けて自立を促すということにしてはどうか。

奥平委員長 具体的に表記すると、その数字が一人歩きしてしまう可能性が高いという話が先ほども出たと思う。原則として終期を定め、というような形にした方が、そのような問題が出てこないのではないかという感じはする。  
次に、第三者委員会の設置については、このような表現で良いか。  
特に問題なければ、次に5ページの(1)の部分について、前回、上乘せ補助金については廃止すべきであるとはっきり申し上げてしまったものであるが、この部分は必要かどうか意見を伺いたい。

高地委員	<p>上乗せするための理由というものは、明確になっているのか。透明性の部分にもかかってくるが、こういう理由で、函館市で独自に上乗せしたということが理解されていれば良いが、それが認識されないまま補助を受けているということが多いのではないか。その部分があまりはっきりしないのであれば、原則、上乗せはしないということにしてはどうかと思う。</p>
寺井委員	<p>全くないとは言い切れないと思う。例えば函館市がどこを目指すのかということになってくる。他の自治体に比べて、ここだけは厚く支援をしようということも、中には必要であると思う。このままの表現だと、それもやらないということになってしまう。</p>
奥平委員長	<p>市独自の上乗せについては、必要性を明確にすべき、という表現にし、必要性のないものについてはやめるということにしたい。</p> <p>(2)についてはこのままで問題ないと思うが、(3)の一つ目、繰越金が生じた場合の取扱基準を定めるべきという部分は、先ほどもあったので、この部分は削りたい。</p> <p>次に、(4)について、迂回補助金は見直すべきであるとあるが、これは何を意味するのか分かりにくいと思うがどうか。</p>
高地委員	<p>本来は、補助を受けている団体が、他団体にさらに補助を支出することがどうかということ。それぞれの団体で補助が必要なのであれば、各々がきちんと申請し、個別に補助を受ければ良いという主旨である。特に、イベント補助金等は、他のイベントに補助を支出しているものが見受けられるため、あくまでもその事業のみで必要な部分に対して、補助金を申請するべきだと思う。そのような意味で、この部分の言い回しは精査していただければと思う。</p>
奥平委員長	<p>(1)に戻るが、一つ目にある、国・道の制度であっても止めるという判断はすべきという項目についてはどうか。法律に基づいて行われているものは止められないのでは。函館市だけはやらないということは、あり得ることなのか。</p>
財政課長	<p>可能性はゼロではない。あくまでも補助金であるため、国や道の要綱があっても、函館市はその事業をやらないという選択肢はあり得ること。ただ、それが対外的に許されるかどうかという部分については、難しい部分であると思う。</p>



寺井委員	<p>検討すべきであるなどの表現にしてはどうか。事業仕分けなどでも感じていたが、国・道がやっているからという説明ばかりで、なぜ必要なのかという説明がされない。</p>
奥平委員長	<p>項目自体は残し、表現としては検討すべきとすることとしたい。一通り内容について議論したが、他に意見等あるか。</p>
浅木委員	<p>提言の部分について、今回の案では4項目となっているが、前回案では必要性、有効性、公平性という文言が入っていたと思う。これらの項目はなぜ外したのか。</p>
財政課長	<p>必要性や有効性の部分については、公益性に含まれてしまうし、公平性についても、透明性の部分にかかってくるということで、項目の重複があったため、端的にした方が分かりやすいのではということで、整理させていただいた。</p>
浅木委員	<p>今日の議論であったように、やはり必要性ということはどこかに入れるべきだと思うし、費用対効果ということについても、原則ということで、重複してもそれぞれに表記して良いのではないかと思う。各々の項目で重なる部分はどうしても出てくるが、これを基準に補助金を支出するというのであれば、入れても良いのではと個人的には思う。</p>
奥平委員長	<p>前回案では、必要性、透明性、公平性という形になっていたと思う。項目の復活、内容、並びについてももう少し精査した方が良いという意見であるが、どうか。</p>
寺井委員	<p>第三者委員会の部分について、これらの項目で挙げられたことを達成するために、第三者委員会が必要であるということ。同じ並びの項目の中に、第三者委員会が入ってくるのは少し違和感がある。公益性であったり必要性であったり、何らかのルール付けを行う中で、それらを判断するために第三者委員会を設置しようという流れになるのではないか。</p>
佐藤委員	<p>前回の議論の経過を知っているので、違和感なく読んでしまうが、改めて見比べてみると、初めてこの提言を見た人にとっては、ルールづくりの中に急に第三者委員会が出てくると、違和感があるのかもしれない。</p>
高地委員	<p>必要性、透明性という項目についても、基準として盛り込めるのであれば盛り込んだ方が良いのではないかと思う。その上で、その項目</p>

について、第三者委員会で議論をするという形の方が分かりやすいのではないか。

奥平委員長

先ほど議論した内容で、補助金の公平性、透明性や有効性ということについて項目を挙げて盛り込んでいき、最終的に第三者委員会へとつなげていくという形の方が理解しやすいということではよろしいか。そうすると、前回の案にあった、必要性、有効性の項目を復活させて、第三者委員会を外すということになるか。第三者委員会についてはどうするか。

浅木委員

「統一したルールづくり」が一つ目の項目としてある。それを受けて、第三者委員会を立ち上げるということで、二つ目の項目にある「区分ごとの提言」を三つ目の項目にすることにして、第三者委員会を二つ目の項目へ入れるよう、項目を増やしてはどうか。

奥平委員長

分かりやすいと思う。その上で、「統一したルールづくり」の中に、必要性と有効性を復活させると。公平性についてはどうするか。

高地委員

公平性と公益性など、重複する部分があり難しいと思うが、具体的な内容で重複しても構わないのであれば、入れても良いのではないかと思う。波及効果があるからということで全て公益性があるということになるのかどうかという議論もあったし、明確な区分けは難しいと思うが、中身が重複しても良いのであれば、個別に項目を出した方が、認識されやすいのではないかと思う。

奥平委員長

では、(1)は必要性、(2)の有効性もそのまま、第三者委員会の設置を外すということか。

佐藤委員

各項目の並び順はこのままで良いのか。有効性は後の方が良いのではないか。

奥平委員長

有効性が一番最後で良いか。そしてその後に、第三者委員会という大きな項目が入ると。

浅木委員

公益性と透明性も残すとすれば、どれを一番初めに持ってくるのが良いか。

高地委員

公益性があつて、本当に必要なもので、公平であるものかどうか、そして透明性があつて、有効なのかどうか、という流れになるか。

奥平委員長 冒頭は公益性，次に必要性，その次に公平性，透明性，有効性という並びでどうか。そして，大きな2項目目で，第三者委員会。

佐藤委員 自主性は透明性の前で良いか。

奥平委員長 まとめると，（1）公益性，（2）必要性，（3）公平性，（4）自主性，（5）透明性，（6）有効性という6本の柱があり，それを受けて2項目目で第三者委員会という形になるが良いか。では，この形でもう一度文言等整理したい。

他に意見等あるか。

なければ次に6ページだが，私の方で訂正したい部分がある。3行目で十分に議論が尽くせなかったとあるのに，4行目で専門性等が十分に反映と，矛盾した表現があるので，この部分については表現を改めたい。

高地委員 3行目にある十分を削除してはどうか。

奥平委員長 そのように改める。  
提言書全体を通して，他に意見等あるか。

浅木委員 第三者委員会の設置については，ここではもうこれ以上触れないということで良いか。

奥平委員長 この提言を受けて設置されるということになるので，この提言上ではこれ以上のものはない。

他になれば，今後についてであるが，本日，様々なご意見をいただいたが，もう一度委員会を開催する必要はあるか。もう一度修正案が出来ることになるので，最後にもう一度委員会を開催し，確認した上で完成という形にしたいがどうか。

寺井委員 必要であれば，開催した方が良いと思う。

奥平委員長 次回委員会で確認し，完成させたものをもって，市長へ提出するという形にしたい。

本日，議論された内容を元に私と事務局とで修正し，次回委員会で完成させることにしたいが良いか。

### 3 閉会

奥平委員長 他になれば，第5回の委員会はこれで終了したい。お疲れさまでした。

事務局から何かあるか。

事務局

本日の会議録については、後日、各委員に確認の上、ホームページで公表する。

また、第6回の委員会の日程についてであるが、日中にお集まりいただき、最終確認を行い、修正等なければその日に市長に提言を提出するという形を取ればと思うがどうか。

良ければ、市長の日程も確認、調整の上、改めてお知らせしたい。また、その場合、事前に一度修正案をお送りしたい。

奥平委員長

その形で問題ない。

事務局

では、10月中旬以降になると思うが、そのように調整したい。本日は大変お疲れさまでした。